

鹿児島県視聴覚ライブラリー教材貸出要領

1 教材と貸出条件等

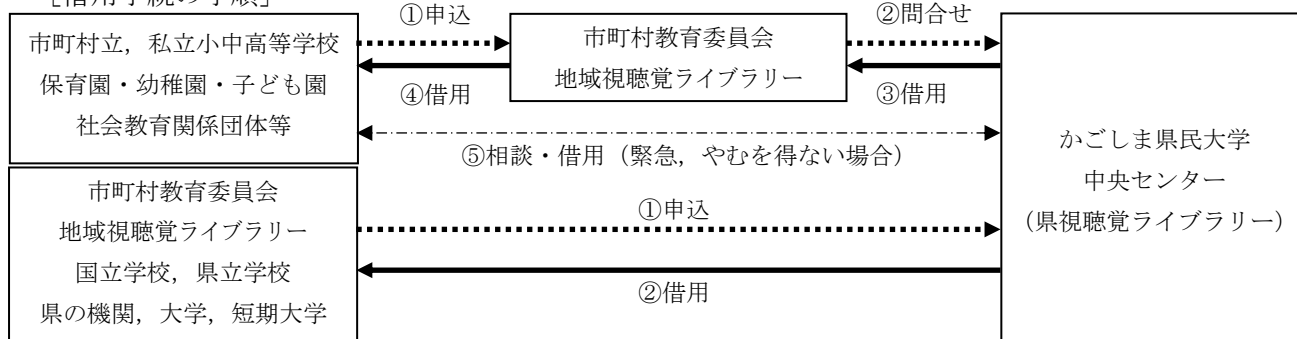
- 貸し出す教材は、16ミリ映画フィルム教材・ビデオ・DVD教材とする。
- 貸し出す対象は、学校教育、社会教育等の関係機関・団体等とする。ただし、次に該当する場合は、貸出しはできない。
 - 公共の福祉に寄与しないと認めたとき
 - 営利目的と認めたとき
 - 個人又は特定の団体などの宣伝に使用されると認めたとき
- 教材の貸出しは無料とする。
- 貸出期間及び数量は、次のとおりである。

	地域視聴覚ライブラリー	市町村・学校・各種団体
期 間	40日以内	10日以内（離島は20日以内）
数 量	40本以内	10本以内

2 借用の手続

- 借用の申込みは、インターネット上の視聴覚ライブラリー予約管理システム又は電話・文書・郵便・口頭により、使用日の3か月前から予約を受付ける。
- 教材借用の際は、視聴覚教材借用申請書に必要事項を記入し借用する。
- 市町村立、私立の小・中・高等学校及び各種団体等が借用する場合は、原則として、所在地の市町村教育委員会又は地域視聴覚ライブラリーに申し込む。（緊急、やむを得ない場合は、県視聴覚ライブラリーに直接、相談してよい。ただし、借用期間は地域視聴覚ライブラリー等が定める期間を原則とする。）
- 県立学校、県の機関等が借用する場合は、直接申し込む。

[借用手続の手順]



3 返却の手続

- 返却の際は係が点検をする。フィルム状態を確認してから係が受領する。
- 視聴覚教材利用報告書を必ず提出する。
- 他の利用者の迷惑にならないように、返却日は厳守する。
- 市町村立、私立の小・中・高等学校及び各種団体等は、原則として、所在地の市町村教育委員会又は地域視聴覚ライブラリーを通して返却する。ただし、直接申し込んで借用した場合は、この限りではない。
- 県立学校、県の機関等は、直接、県視聴覚ライブラリーに返却する。

4 視聴覚教材利用団体の登録内容の確認等

(1) 登録内容の確認

かごしま県民大学中央センター（以下「センター」という。）所長は、登録している各視聴覚教材利用団体に対して、本要領施行日が属する年度から起算して3年毎に、「視聴覚教材利用団体登録確認書」（別紙第1号様式）により登録内容の確認を行う。

(2) 登録内容の変更

視聴覚教材利用団体の登録内容の変更を行おうとする者は、センター所長に対し、「視聴覚教材利用団体登録変更届」（別紙第2号様式）を提出しなければならない。

5 その他

(1) 教材を紛失した場合又は著しく破損した場合は、借用者の責任になるので、取扱いについては十分留意する。

(2) 貸出・返却は、来所による対応を原則とする。（市町村教育委員会、地域視聴覚ライブラリー等は除く。）

離島等は、使送便を有効に利用する。ただし、遠隔地、緊急を要する場合は着払い(利用者負担)による宅配・郵パック等による貸出しを行う場合がある。（離島の使送便の利用は500gまで）

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。